八の一、間花一五の三、一五の四、二一、谷下七、一〇、一〇の一、一二、余平町大畑二二の一、二二の二、二四の一、二五、二六、二七の一から二七の三まで、二八の一、二九の一、三八の一、三八の二、三九の二から三九の四まで、三九の七、四三の二、本郷六・八の三・八の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、地見平一の一、一の二、六、七、鹿子洞四一・四三の一・四三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三九の一、四〇、四二、四三の三、四三の四、旭八幡町落合四三〇の九（次の図に示す部分に限る。）、四三三の一、四三〇の二、堂山四三七の一、後洞二二七の二、二三三の二、後山一九二の一、二一五、二一六、牛地町明ケ沢二の二（次の図に示す部分に限る。）、万町町李木三〇（次の図に示す部分に限る。）、三〇の一、三三の一、三五、三六、平頭ケ入一八の一、二〇の二、二六の二、二九の一、三〇の一、三一の一、向田二二（次の図に示す部分に限る。）、一五の一、一五の二、一六、二一、二四、二六、時瀬町横手二の二、九の一二、九の一四、九の一五、一〇の六、一〇の一一、一〇の一六、一〇の一七、一一、一二、一三の一、一三の五、二三、二六の一、二七の二、二七の三、二七の五、二七の六、二八、三七の五から三七の八まで、三七の四七から三七の五六まで、小豆蔵連二の七、三から五まで、六の一、東谷五四の二、五四の三、五四の七、五四の八、五九の一、浅谷町キビウ七八、八〇の三七から八〇の四四まで、八〇の四六から八〇の五四まで、八〇の五七から八〇の六三まで、八〇の六五、ヒジリ平一三六の二、辻畑三九五の一、四一二、宮ノ前四一三の一の一、万根町油ノ木一、三六の二二、三六の二七、四一の三、四二、七六の一、七七の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県瀬戸市西茨町一一三の四一・一一三の四四・一一三の四五・一一三の五一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一一三の一、一一三の二二、東権現町五三の一・五三の一七から五三の二〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、東茨町九三の二、春雨町二二の一、二二の一六、二二の一七、萩殿町一丁目一、萩殿町三丁目一の一（次の図に示す部分に限る。）、萩殿町四丁目六二の一、熊野町一〇三の一・一〇三の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、北丘町二五の一〇（次の図に示す部分に限る。）、二五の一、二五の二、二五の四、二五の七、七六の二四から七六の二七まで、七六の三〇、八二の五から八二の八まで、八三の六から八三の九まで、広之田町二三三の八、原山町一の四一・一の四二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、白岩町二九の一、二九の二、二九の五、六七四の一、六七四の三一、南山口町七六六の三、長久手市茨ケ廻間一五三三の六五二、一五三三の六六一、一五三三の七一八、一五三三の七二二、一五三三の七二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県香川郡直島町字積浦三一三四、三一四四、三一七五、三一三二の一、三一三二の二、字京ノ山三三九三（次の図に示す部分に限る。）、三二四二の一、三二四三の四、三二四三の五、三二四八の一、三二四八の五、三二五〇の一、三二五〇の五、三三四〇九、三四一〇の一、三四一〇の五、三四一一の一、三四一二の一、三四一二の五、字立石三四五一の二、三四八の一、三四八八の二、三五〇五、字地蔵山三七一八の一（次の図に示す部分に限る。）、三六六二の一、三六六二の二、三六六二の六、三六六二の七、三六六三の一から三六六三の三まで、三六六七、三六六九の一、三六七〇、三六九〇、三六九一、三七〇八、三七一八の一八から三七一八の二〇まで、三七一八の二六、三七一八の二七、三七一八の四七、三七三三、字横防三七六八の三、字鷲ノ松三七七七・三七七九・三七八一・三七九七・三七九八の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三七七五の五から三七七五の一九まで、三七七六、三七七八、三七八〇、三七八二の一、三七八五、三七八六の一、三七八七から三七九二まで、三七九三の一、三七九四、三七九五、三七九六の一、三七九八の一、三八〇〇の一、三八〇四の二、三八〇八、三八一〇の一、字才ノ神三八六三の六・四一四三の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八三九の一、三八三九の三、三八三九の七、三八六六の一、三八六九の四、四一四三の一五、字風戸三九〇三の三・三九一六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三八八八の一、三八八九の一、三八九〇から三八九四まで、三八九五の一、三八九六の一、三八九八の一、三九〇三の四、三九一〇、三九二五、三九二六、三九二七の一、三九二七の七、三九二七の八、三九三七、三九三八、三九三九の一、三九四〇の一、三九四一から三九四三まで、三九四三の二、三九四四から三九五一まで、三九五六、字鶴石三九七〇の一、三九七〇の五、字寺島四〇五〇の二、四〇五〇の三、字重石四〇六二の五・四〇六二の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇六二の一、四〇六二の四、四〇六二の六、四〇六二の九、四〇六二の一八、四〇六二の一九、四一一〇の三、四一一二の二、四一一三から四一一五まで、四一二八、四一二九、四一三〇の一、四一三一の三、四一三二の二、四一三七の二、四一四一の一、四七六二、字チキリホウ四一九七（次の図に示す部分に限る。）、四一四八の一、四一四九、四一五〇の一、四一五一、四一五二の一、四一五七の一、四一七三から四一八五まで、四一八八、四一八九、四一九〇の二、四一九一から四一九六まで、四一九八、四一九九の一、四一九九の二、四二〇〇、四二〇一、四二〇一の二、四二〇二、四二〇三、四二二七の一、四二二八、四二二九、四二三〇の一から四二三〇の三まで、四二三一の一、四二三一の二、四二三五の二、四二三六、字鎧山四三一〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び直島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**